

高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金のご案内

○高等職業訓練促進給付金とは

母子家庭の母や父子家庭の父が、下記の資格を取得するにあたり、養成機関（通信制を含む）に1年以上通う場合、受講中の生活の負担軽減を図るため、毎月給付金が支給される制度です。

○修了支援給付金とは

母子家庭の母や父子家庭の父が、下記の資格を取得するにあたり、養成訓練機関（通信制を含む）での受講を修了された後に給付金が支給される制度です。

○対象となる資格（取得には養成機関で1年以上の受講が必要とされる資格）

- 看護師（准看護師を含む）
- 介護福祉士
- 保育士
- 理学療法士
- 作業療法士
- 歯科衛生士
- 美容師
- 社会福祉士
- 製菓衛生師
- 調理師

○支給要件

次の要件の全てに該当する方。

- ① 井原市内に住所を有し、20歳未満の子どもを養育している母子家庭の母または父子家庭の父
- ② 児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準であること
- ③ 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ④ 就業または育児と修業の両立が困難であると認められること
- ⑤ 過去に高等職業訓練促進給付金、修了支援給付金を受給していないこと
- ⑥ 市税等を滞納していないこと

※修業期間中に上記の支給要件に該当しなくなった場合は支給の対象になりません。

（児童が20歳を超えた場合など）

○給付額

	訓練促進給付金（月額）	修了支援給付金
市民税非課税世帯	100,000 円 (修学期間の最後の1年は140,000 円)	50,000 円
市民税課税世帯	70,500 円 (修学期間の最後の1年は110,500 円)	25,000 円

※訓練促進給付金の支給期間は、4年が上限となります。

※訓練促進給付金は、支給申請を受けた日の属する月分からの支給となります。

※市民税は、支給の対象となる月の属する年度が基準となります。

○給付申請の手続き

【事前相談の実施】

受講されるカリキュラムが給付の対象となるか等、事前の確認が必要です。

養成機関のパンフレット等を持参のうえ、市担当窓口へご相談ください。

【申請に必要な書類】

- ・ 申請者及び児童の戸籍謄本（1か月以内に発行されたもの）
- ・ 世帯全員の住民票（1か月以内に発行されたもの）
- ・ 児童扶養手当の証書の写し（井原市で児童扶養手当を受給されている方のみ：有効期限内のもの）
- ・ 養成機関発行の在籍証明書
- ・ 養成機関のパンフレット等
- ・ 申請者の個人番号（マイナンバー）を確認できるもの（通知カード、個人番号カード）
- ・ 申請者の身分証明書

※ 省略することができる書類がある場合もありますので、事前にご相談ください。

○給付決定後

【状況報告書（毎月）等の提出】

毎月10日までに、出席の状況等についての状況を報告する書類（「状況報告書」）を提出いただきます。

4・7・10・1月の状況報告書には、当該月初日以降に発行された在学証明書を添付してください。

【支給要件に該当しなくなったとき】

主に以下の事由が生じた時は、受給資格が喪失しますので、事由の生じた日から14日以内に、市担当窓口で、資格喪失の手続きを行ってください。

- 退学、休学
- 婚姻（事実婚を含む）、子を扶養しなくなった
- 市外への転出

※受給資格が喪失した際に届け出をしなかった、また、偽りその他不正の方法により受給した場合は、不正受給として給付金の全部もしくは一部の返還を求めます。

○注意

- ・ この制度は、国の制度に基づいて実施しているため、国の制度改正で内容を変更することがあります。
- ・ 修了支援給付金は、修了日より30日以内に申請してください。

問合せ 井原市 子育て支援課
住所：井原市井原町311番地1
TEL：0866-62-9517